

# 第 13 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第13回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩  
会議日時 平成30年10月26日 午前10時05分開会  
会議場所 大船渡市役所：議員控室

### 議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名人の指名  
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第7 議案第4号 農地法の適用外であることの証明願いについて  
日程第8 議案第5号 農地に該当するか否かの判断について  
日程第9 議案第6号 大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について  
日程第10 議案第8号 大船渡市農業委員会委員の辞任同意について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	佐々木信吉君	9番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 7名）

末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
猪川地域	鈴木 和雄君	日頃市地域	木村マリ子君
綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君

遅刻者（0名）

早退者（2名）3番 古内 嘉博農業委員  
立根地域 今野八重子推進委員

欠席者（2名）2番 鈴木 力男農業委員  
大船渡地域 佐藤 優子推進委員

事務局出席者

局長	千葉 讓君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午前10時05分開会

○議長（菊地英浩君）本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻を過ぎましたので、これより第13回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。本日は珍しく午前中の総会開催となっております。2名の欠員となっていた農地利用最適化推進委員の議案が否決されれば、委員の選出があるため、午前中の開催となっております。

7月から始まった農地パトロールも本日10日までで、今年は推進員2名の欠員により、事務局の皆さんにご協力をいただきました。暑い中のパトロール、たいへんお疲れさまでした。中間管理機構が発足して今年で5年目になることから、見直しを行うことは皆さん承知していると思いますが、農水省が農地利用集積円滑化事業について農地中間管理機構への一本化、財務省の審議会が機構への農地担い手の出し手に払う給付金は、個々の出し手ではなく、まとまった農地を貸し付けている地域への重点支援、また飼料買いにおいては飼料払いの標準単価の引き上げを提言、多品種への10a当たりの1万2,000円の追加処理も数量払いと重複しているの見直しを求めています。またコンクリ農業用ハウスを条件付きで農地扱いにすることは、共有者以外の農地を事実上、管理者の意向で農地中間管理機構に貸付できる新制度を定め、農地法や農業経営基盤強化促進法を改正する法律を11月16日に施行するとの方針を明らかにしております。

話は変わりますが、大船渡市農業委員会は昨年11月20日に新体制に移行しましたが、今月10月1日で1,703すべての農業委員会が新体制に移行しております。体制移行という第一ステージが終わり、次のステージはの最適化であり、担い手への農地集積集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進の本格的な推進となっております。ますます農業委員会が重要視されてきます。この後、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、明日明後日ですけれども、市民体育館の駐車場で開催される大船渡市農業まつりですが、是非足を運んでみてください。

本日の総会は案件が多く、進行にご協力をお願いするとともに、慎重審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地英浩君）本日出席の農業委員は8名、推進委員は6名であります。欠席の通告があった農業委員は2番鈴木力男農業委員1名であります。遅刻の通告のあった農業委員は3番古内嘉博委員1名であります。欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員の1名であります。遅刻の連絡のあった推進委員は大船渡地区立根地域今野八重子推進委員1名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長より報告をお願いいたします。

○事務局長（千葉讓君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月9月26日開催の第12回総会以降の経過報告でございます。主なものといたしましては、欠員となっております推進委員2名の募集について、応募期限としていた10月1日までに2名の応募がありました。翌日の午後4時から農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催しております。評価委員会の経緯等につきましては、本日の審議において委員長から説明がありますので、省略いたします。10月3日には椿振興官民懇談会が開催され、細谷局長補佐が出席しております。椿の実の収穫に係る今年度の取り組み等について話し合われております。お手元に配付の日程表の後ろにたぶん付いていると思いますけれども、そのパンフレットは10月1日の東海新報の折込チラシでございますけれども、10月22日発行の広報にも大きく掲載されております。例年、農業委員会全体のボランティア活動としております実拾いにつきましては、今年度は実施を見送ることといたしました。農業委員会としてこれまでも取り組んできている事業でございますので、ご協力をお願いしたいと思います。なお女性農業委員活動としては実施をしております。これまでに45kgを超える収穫となっているとのことでございます。10月12日には盛岡市のエスポワールいわてにおきまして第31回手県農業会議常設審議委員会が開催され、審議委員である菊地会長と細谷局長補佐が出席しております。10月開催の第12回総会において許可相当と決した追認案件2件について諮問し、異議なしとされたので、その後許可証を交付しております。10月19日の戦没者追悼式には菊地会長と細谷局長補佐が出席しております。

次に次回総会までの行事予定でございますが、明日10月27日から28日まで、第38回大船渡市産業まつり・第44回農業まつり・第34回気仙地区スギまつりが開催されます。市が開設する椿ブースには熊谷農業委員、それから金野農業委員、細谷局長補佐が協力することとしております。11月1日には都市農業委員会会長会優良先進地視察研修会が開催され、会長と私が参加がすることとしております。11月8日には岩手県農業委員会大会が都南文化会館において開催されます。日程等の詳細につきましては事務連絡等でご説明させていただきます。次回の第14回農業委員会総会は11月27日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には6番細谷知成農業委員、9番熊谷玲子農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 議案に入る前に一部変更がございます。10ページをお開きください。5ページです。5ページですね、4条の1番の案件ですけれども、これがですね、取り下げとなります。申請者から取り下げの申し出があり、議案の削除をお願いします。これは申請を延期するということですので、取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。

改めまして2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は2件です。1番、相続による権利の取得。9月28日届出、10月4日受理。2番、相続による権利の取得。10月4日届出、10月4日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号の1番と2番について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。番号、土地、権利種別、申請人の順に読み上げます。1番、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。2番、耕運機1台、草刈機1台、チェーンソー1台を所有しております。なお、地図の標記において1番、2番、詳細については事前に配付した調査書に記載しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。初めに議案第1号1番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。24日に現地調

査を実施しました。周辺は住宅地となっています。周辺地の現況は休耕畑となっています。今回、譲受人が自宅の東側にある申請地を買い受けることになったとのことでした。現在、申請地への作付けなどの予定は特にないが、適正に管理する予定であるとのことでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号2番について10番菊地から説明いたします。

議案第1号2番についての調査結果を報告いたします。10月23日午後5時頃、譲受人に電話しましたが、留守番電話になっており、伝言を入れておきました。同日6時50分、折り返しの電話があり、話を聞くことができました。申請地確認は翌24日にいたしております。既に建物や山林は名義を変えておりますが、農地は農業委員会の許可が必要なため、今回の申請となっております。居宅前は週2回から3回通っておりますと言っていたとおり、草も刈り、道路にはみ出していたと思われる木の枝も切り、鹿が多いので網も張り、きれいに管理されておりました。他の申請地はまだ手がまわらず、萱、笹が茂っておりましたが、子供の時はこの家で生活していたので、来年は難しいけれども、2年後を目途にして野菜などを栽培したいと言っておりました。以上で調査報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件で震災関連です。1番は取り下げとなりましたので、2番のみとなりま

す。2番、転用目的、施設等、駐車場6台。転用理由、震災前に使用していた駐車場が道路工事により使用できなくなったため、新たに駐車場が必要となった。追認案件です。この案件については、この農地について6月総会で許可相当とされ、追認案件だったため県農業会議の諮問を受けた案件です。農業会議の諮問も過ぎ、許可証を交付した段階で申請人の死亡が確認されたため、やむなく取り下げし、再度相続人が申請し直したものです。農業会議よりは、一度諮問済みであるため再諮問はならず、農業委員会総会で、この第13回総会で許可決定後、速やかに許可証を交付して良いとの確認をとっております。以上です。立地基準につきましては第3種農地のため、基準を満たしております。一般基準については追認案件のため資金の確保はついております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況についての説明をお願いいたします。議案第2号の1番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いいたします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。1番について説明します。今、事務局から報告ありましたとおり、この案件は第8回総会で審議されまして、許可相当ということになったものです。今回、相続等の手続きも終わって、再申請と言いますか、申請されたということですので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号の1番について質疑を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。番号、土地、権利の種別、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。1番、転用目的、施設等、庭敷。転用理由は住宅建築予定地を含めて宅地として一体利用する。2番、転用目的、施設等、庭敷。転用理由、住宅建築予定地を含めて宅地として一体利用する。3番、転用目的、施設等、仮駐車場15台。転用理由、下水道工事のために近隣住民の一部が住宅へ車での通行不可となるため、当該地を臨時駐車場として利用したい。平成31年4月30日までの一時転用。立地基準につきましては、1番から3番、いずれも第3種農地のため許可基準を満たしております。一般基準については、資

金については金融機関からの残高証明書で確認済みです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いしますが、議案第3号の1番と2番については関連がありますので、一括審議といたします。では議案第3号1番から3番までについて5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番と2番について報告をします。24日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。譲受人は自宅の東側に住宅建築を予定しており、申請地をその一部として利用したいとのことでした。庭敷としての利用とのことで、周辺農地への影響などは特にないものと考えられます。

続いて申請番号3番について報告します。24日に現地調査を実施しました。申請地の周辺は住宅と農地が混在したところとなっており、近年、宅地化が進んでいる地域となっています。申請地の現況は休耕田となっています。転用理由は議案書のとおりであり、下水道工事のため自宅への車の通行不可となる近隣住民の臨時駐車場として利用したいとのことです。駐車場としての利用であり、翌年4月30日までの一時転用ということで、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番と2番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第3号の1番と2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番と2番は本委員会において許可とすることに決定をいたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農地法の適用外であることの証明願いについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7ページをお開きください。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数10件で震災関連は1件です。番号、土地、面積、所有者、非農地の事由の順に読み上げます。1番、非農地の事由、昭和38年頃より営林署の宿舎として使用させていた。農地転用許可不用で国・県により転用された土地であるが、地目変更の手続きをしていなかったため、この度申請するもの。2番、当該地西側に平成3年当時、株式会社が事務所を建設。宅地として利用されてきたが、その後取り壊し、以後今日まで駐車場として利用されている。東側は隣接する株式会社が自社敷地内に平成4年当時事務所を建築。以後、当該会社の資材置場として利用し今日に至っている。課税額票で現況が宅地となっていたため、農地法の手続きが必要ないと勘違いしていた。始末書を徴しております。次のページをお開きください。8ページをお開きください。3番、昭和63年に賃貸し、会社の建物、駐車場として使われている。地目が畑であることを認識していなかったため。始末書を徴しております。4番、隣の農作業のための駐車場を砂利を敷いて拡張して使って以来、駐車場として使用している。農地としての認識はなかったため。始末書を徴しております。5番、昭和45年に隣接する土地と共同利用するため駐車場として整備した。農地としての認識がなかったため。始末書を徴しております。9ページをお開きください。6番、大正14年から自宅及び納屋の敷地として利用されており、平成13年には納屋を解体し納屋兼事務所を新築した。全て当時の工事業者に一任していたため、手続きは済んでいるものと勘違いしていた。始末書を徴しております。7番、かなり以前から隣接する田村長平宅の排水施設が地価に設置され、東側水路への排水路として利用されてきた。長年、道路及び排水路として利用されてきており、登記地目も農地でないと考えていたため。始末書を徴しております。このかなり以前ということは、旧農地台帳により確認しております。農地でなかったことを確認しております。8番、平成7年より知人の紹介で埋立整地し、株式会社に賃貸している。農地法がわからず手続きをしなかった。始末書を徴しております。次のページをお開きください。9番、東日本大震災津波により被災し、その後、県の農地復旧事業を活用して復旧・作付けを再開したが、耕作は継続が難しく休耕しており、現在は草木が繁茂している状態である。周辺一帯が地区の緑化広場整備の範囲になることから地目変更が必要と判断して、今回申請するもの。これは沿岸広域振興局に、この農地が非農地化してよろしいかどうか確認したところ、沿岸広域振興局農村整備課においては、一度審議していることを確認しているので、許可してよろしいということを確認しております。10番、昭和54当時、一部は小学校の宿舎として賃貸し、その後取り壊されて現状は更地の状態。小学校への賃貸地以外にも長年雑種地として利用されており、登記簿地目も農地でないと考えていた。始末書を徴しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地の農業委員並びに推進委員から申請地の現況につきま

して説明をお願いします。初めに議案第4号1番から6番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番から6番について報告をしますが、これらの案件はすべて、この度の農地パトロールにおいて農地以外の目的で使用されていたことが確認されたもので、10月2日から8日にかけて、各所有者からの聞き取りはほぼ済んでいたものであります。なお、いずれも農地等の状態になってから20年以上経過しており、農地として復旧することが著しく困難であると認められる土地になります。

まず1番ですが、非農地の事由については議案書に記載のとおりで、昭和38年頃に転用されていたものです。

次に2番についてですが、非農地の事由については議案書に記載のとおりで、平成3年及び4年頃に転用されていたものです。

3番ですが、非農地の事由については議案書に記載のとおりで、昭和63年頃に転用されていたものです。

次に4番ですが、非農地の事由については記載されている内容に若干補足をしますと、昭和45年頃に申請地の近くに所有者が耕作していた畑があったことから、自分の車を止めおくために、道路に接している申請地に砂利を敷き駐車場にしたとのことでした。

5番ですが、非農地の事由について若干補足をしますと、昭和45年頃に整備工場と所有者の親戚の方が駐車場として使用するため申請地を整備しましたが、平成10年頃親戚の方が駐車しなくなったこともあり、整備工場が車を持ち込む下準備のために洗車場とし、あわせて倉庫も建てたとのことでした。

次に6番についてですが、非農地の事由については議案書に記載のとおりですが、農地法が制定された昭和27年以降及び平成13年にも転用手続きがされていなかったものです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において願のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において願のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において願のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番は本委員会において願のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号4番について本委員会において願のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号4番は本委員会において願のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号5番について本委員会において願のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号5番は本委員会において願のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号6番について本委員会において願のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手多数であります。

よって、議案第4号6番は本委員会において願のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号7番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号7番について報告します。地図は1ページ目にあります。24日に現地調査を実施しました。長年、道路及び排水路として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたとのことでした。今回、下水道の工事が入るということで申請に至ったとのことでした。申請地を適用外にすることによる周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号7番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号7番について本委員会において願のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号7番は本委員会において願のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号8番について6番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第4号8番につきまして10月23日に申請者である株式会社を訪問して現地調査及び聞き取り調査を行いました。現地の状況ですけれども、株式会社の事務所及び事業用車両及び重機の駐車場として利用されています。周辺の状況ですけれども、申請地の北側は耕作されている畑、東側及び南側は宅地、西側は国道及び市道となっております。申請に至った経緯ですけれども、平成7年当時に田を埋立て整地し、それ以降、事業所敷地として利用してきましたけれども、今般、事業用車両のナンバーを申請するに当たり、登記証明を取得したところ登記地目が田となっております、農地変更の手続きが必要であることが判明したということでもあります。周囲への影響ですけれども、北側は畑地に隣接しておりますが、日照の障害も少なく、現状でも長年、問題なく耕作されてきているため影響はないものと考えられます。報告は以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号8番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第4号8番について本委員会において願のとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号8番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号9番について8番佐々木信吉農業委員から説明をお願いします。

○8番(佐々木信吉君) 8番佐々木です。9番を説明いたします。10月23日、現地に行きました。現在は雑草が生い茂っています。辺りは全部、津波で被災した場所であります。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号9番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号9番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号9番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号10番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員(岡澤成治君) 推進委員の岡澤です。それでは番号10番について、10月23日9時30分から、現地立会いをしたので報告をします。申請は非農地の事由にあるとおりで、現況は背の高い雑草やススキが生い茂っている状態でした。所有者は帰る見通しがいいことから、今後も農地としての維持管理ができないということから、今回の申請になったというふうに話しているそうです。以上のとおり報告します。よろしくをお願いします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号10番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号10番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号10番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第8、議案第5号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 11 ページをお開きください。議案第5号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、農地に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するために審議し決定するものです。

12 ページをお開きください。今回の非農地対象農地は12筆です。うち依頼のあったものについては9番、それから11番、それから12番、以上3筆となります。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から当該地の現況について説明をお願いいたします。初めに赤崎町について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番と2番について報告をします。昭和30年頃に葡萄栽培をするために開拓されたところで、昭和50年頃までやっていたようですが、その後は放置されたこともあって、現在は休耕畑となっており、山林と一体化して、いずれも農地に復元するためには条件整備が著しく困難であると見てきました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に猪川町字西山から大野について大船渡地区猪川町鈴木和雄推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 3から8まで、大野地区です。参考資料を見るとおりですけれども、すべて荒廃地として見てまいりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に猪川町字長洞について廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。9番について報告します。24日に現地調査を実施しました。現況は雑種地となっています。当該地は地続きであり、また市道の拡幅などにより土地の形状も悪くなったため長年耕作を放棄し荒廃してしまったとのことでした。今後も農地としての利用は困難であると確認しました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町綾里について8番佐々木信吉農業委員からお願いします。

○8番（佐々木信吉君） 8番の佐々木です。説明いたします。10月9日、事務局の山崎さんたちと3人で現地に行きました。昭和50年頃から耕作せず、現在は雑木林となっております。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町越喜来について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。番号11番について説明します。これも10月23日9時30分から、現地立会いをしたので説明をします。場所は先ほどの適用外であることの証明願いの番号10番とは通路を挟んで向かい側の土地です。一時、一部分を近所の人が耕作したそうですけれども、現状は背の高い雑草が一面生い茂っている状態で、復活は非常に無理だなというふうに見てきました。以上のとおりです。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町吉浜について10番菊地から説明いたします。

議案第5号12番についての調査結果を報告します。10月20日、現地確認をしてきました。当時の話を聞くため、24日に当時放牧していた畜産農家からの話を聞いてきました。61年の放牧場開設当時は、農家55戸で200頭を超える牛が放牧されていましたが、15年から20年前に放牧頭数が少なくなったため、放牧をやめ別の場所に放牧しております。平成22年の放牧利用回数は10から15戸、放牧頭数は30から40頭まで減少していました。放牧頭数の減少した理由は、農家の高齢化、担い手不足、牛肉の自由化等の諸事情により農家戸数、飼育頭数が減少したためです。平成23年の東日本大震災によって起きた原発事故による影響で放射能汚染の影響を受け、使用不可となりました。一部は除染を行なっておりますが、申請地のは放牧するには機械も必要なため雑木林を利用しているところが多く、起伏に富んで傾斜がきつく強度が浅いため、不能箇所ということで除染を行なうことはできません。一番開かれている場所は草刈りをしたと思われるほど綺麗になっておりました。これは鹿の食害によるものです。有刺鉄線等の柵も、柵が切れているところばかりで、柵があったことはわかりますが、修理するよりは新たに設置した方が良いのではないかと思われるような状態でした。現在も放牧は別の場所を利用しておりますが、頭数は70頭くらい。また他の市町村でも各自、放牧場があり、利用意向は考えられません。この牧場に行く道路も狭く、大型車は通れますが、道路一杯で乗用車がすれ違うにも大変な思いをします。また所々道路が陥没している状態で、このように農家戸数の減少、放牧地の荒廃、除染ができないなどで、今後とも利用者が見込めないことが考えられるとのことでした。以上で調査報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

○大船渡地域末崎地区推進委員（村上優司君） 一ついいですか。

○議長（菊地英浩君） はい、どうぞ。

○大船渡地域末崎地区推進委員（村上優司君） 12ページの12番ですけれども、これは現況地目保安林。それから台帳地目が山林になっているんですけれども、こういう状態でも非農地リストに上がるわけですか。

○局長補佐（細谷真実君） これは区分的にはこのようになっておりますけれども、前に畜産公社等の牧野事業をした場合は農地として完備される。それでこの度、農地から除外するために申請があったものです。補助事業が終わったものは農振地域であって、そして農地という概念ととらえていくというのが岩手県一般、それから全国一般です。

○議長（菊地英浩君） その他ございませんか。藤原委員。

○7番（藤原重信君） この所有者の考え方というのは示されなかったんだ。調査した担当の方はそういうふうな判断でしようけれども、所有者の判断はどうなのかな。

○局長補佐（細谷真実君） 所有者は、所有者から依頼書が出る段階で、今、菊地会長が

他の別なルートでお話しした内容と合致した内容のものが記載されております。

○7番（藤原重信君） 所有者の方は。

○局長補佐（細谷真実君） はい。所有者の方も。今後は25年にはもう解散したよとか、あと頭数が減っているのをデータで上げているとか、あとは私の方ですね、独自にですね、相手方に言っていることを確認しなければならないので、岩手県農業会議に確認したところでは、岩手県の畜産担当が、これは震災以降、ここを天地返ししようと思ったが、表土が薄くて、とても天地返しできないということと、それからもう一つ、道がでこぼこしていて機械が入らなくて、とても全体は除染ができないということが報告にあったということです。それからもう一つ、その後にもう一つありまして、仮に除染したとしても、余りにも鹿の数が多くて、次に第2段階として鹿の駆除をしなければ、牧場としては使用できないという報告を岩手県農業振興課で報告しているということを、これは岩手県農業会議を通じて私の方が独自で確認しておりました。以上です。

○事務局長（千葉譲君） 本件に関しましては面積がかなり大きかったこと。それから三陸町時代に補助事業を導入して、大々的に整備したというような経緯がございましたので、重要案件だなということで、県の農業会議に前々から相談をしていたんですけども、担当の相談員の方にも一緒に現地に行っていただいで確認をとって、これはやむを得ないものだなということで了解を得ているところであります。以上です。

○議長（菊地英浩君） その他ございませんか。

○7番（藤原重信君） 非農地判断というような意味合いで、農業委員会の判断でいいのかなと思いますけれどもね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号について本委員会において全て農地に該当しないことを決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第10、議案第6号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

日程第9、議案第6号について、日程第10、議案第7号については2名の欠員が生じており、大船渡市農地最適化推進委員の委嘱に係る案件であります。事務局の説明に先立ちまして、私から農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員長として、評価委員会の意見をご報告させていただきます。以下、農地利用最適化推進委員は推進委員と省略して説明させていただきますので、ご了承願います。8月29日開催の第11回総会において故

渡邊岳夫推進委員の辞任が承認され、推進委員に2名の欠員が生じることとなりました。推進委員の推薦につきましては選任委員選任要綱において、欠員が2名以上に達した場合は速やかに補充されなければならない旨、規定されていることから、応募いたしました。その結果、それぞれの地区から1名、計2名の応募がありました。推進委員に変更につきましては、推進委員選任要綱において推進委員候補者評価委員会に対し候補者に対する意見を求めることとされております。この評価委員会においても別紙要綱が定められておまして、農業委員会会長を委員長とし、副委員長は会長職務代理者。加えて会長が指名した農業委員を評価委員として組織するものとされておりますことから、私と会長代理の熊谷玲子委員、加えて客観性の観点から、欠員となっている以外の推進班である北部推進班の藤原重信推進委員を指名し、9月2日に評価委員会を開催したところであります。評価基準等の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、応募者2名について公平性及び透明性を確保するため定めた評価要綱によって評価したところであります。評価の結果、両名ともに農業委員会法に規定する農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するものと認められたところであります。以上、評価委員会からの意見の報告とさせていただきます。

それでは議案第6号について事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 13 ページをお開きください。議案第6号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について。下記の者を大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、本委員会の承認を求めるものです。記。氏名、尾形正男。担当地域、大船渡地区。経歴等については資料のとおりです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第6号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第6号について本委員会において尾形正男氏大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は本委員会において尾形正男氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第9、議案第7号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 16 ページをお開きください。議案第7号大船渡市農地利用最適化推進委員の委嘱について。下記の者を大船渡市農地利用最適化推進委員に委嘱するこ

とについて、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、本委員会の承認を求める。記。氏名、菊地久寿。担当区域、三陸町地区。経歴等は資料のとおりです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 7 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 7 号は本委員会において菊地久寿氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 7 号は本委員会において菊地久寿氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することを承認することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 11、議案第 8 号大船渡市農業委員会委員の辞任願についてを議題といたします。なお、議案第 8 号については、8 番佐々木信吉農業委員に関することであることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当しますので、佐々木信吉農業委員は審議の終了まで退席をお願いします。

（8 番 佐々木信吉君除斥）

○議長（菊地英浩君） それでは事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 18 ページをお開きください。議案第 8 号大船渡市農業委員会農業委員の辞任同意について。平成 30 年 12 月 2 日付けで提出された大船渡市農業委員会農業委員の辞任について、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により本委員会の同意を求めるものです。辞任の理由、一身上の都合による。別添のとおり辞任願が提出されております。19 ページに辞任願の写しが付いております。以上です。

○事務局長（千葉讓君） 本件に関しましては私から補足させていただきたいと思っております。辞任理由につきましては議案の性質上、一身上の都合としておりますが、各委員におきましては事情の説明がないまま判断しかねるというようなこともございますので、若干説明をさせていただきたいと思っております。辞任願は 10 月 2 日に直接会長に対して提出されたものであります。会長並びに同席した職務代理からは強く慰留をしております。佐々木委員からは、昨年 11 月に委員に就任させていただきましたが、佐々木委員においては、農業委員という職責や後押しをしてくれた地元の方々の信頼に応えなければならないという職責の重さに加えまして、委員会業務への影響など、様々悩まれた上での決断をしたとのことでありまして、仕事の内容や経営状況については相当踏み込んだ説明がございましたが、関係する個人や法人もありますことから、詳細につきましては控えさせていただきますが、最終的には辞任はやむを得ない状況と判断せざるを得ず、たいへん残念ではありましたが、

辞任願を受理し、本日同意案件として提出をさせていただいたところであります。佐々木委員からは、ご迷惑をおかけすることに対し、委員の皆様には辞任せざるを得なくなった状況について、ご自分の口から説明しお詫びしたいとお話しがございましたけれども、議事参与の制限があり、審議に影響を与えることを考慮し、事務局から説明させていただくことといたしました。なお、農業委員の辞任に関しては、任命権者である市長と農業委員会の同意を要するものとされており、市長同意に係る事務手続きにつきましても、本日の総会議案の提出と平行して進めていることをご報告し、私からの説明といたします。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第8号について質疑並びにこの案件に係る発言を許します。3番古内委員。

○3番（古内嘉博君） 一つだけ確認なんです、あとはないと思うんですが、万が一あと一人農業委員が欠けた場合は、推進委員と同じ方法で行うのでしょうか。

○事務局長（千葉譲君） 私から説明をさせていただきます。推進委員と農業委員同じく、別々に要綱が定まっておりますけれども、2名以上という点につきましては同じでございます。ただ、欠員が生じた場合には努力義務は記載されております。ただ、2名にならないということと定められているということでございます。

○局長補佐（細谷真実君） 手続き上の補足をいたしますと、推進委員の場合は農業委員会と大船渡農業委員会の総会で決することになっておりますけれども、委員の場合は議会に提案して、それから決定となりますので、そのあたりがちょっと違いますので、時間を要することはあると思います。以上です。

○議長（菊地英浩君） その他ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ないようですので、以上で質疑並びにこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第8号について本委員会において同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号大船渡市農業委員会委員の辞任願については本委員会として同意することに決定いたしました。なお佐々木信吉農業委員につきましては、本委員会の同意とともに任命権者である市長同意をもって承認となりますので、ご了承願います。ここで佐々木信吉農業委員の着席を願います。

○議長（菊地英浩君） 退席された委員に報告します。議案第8号大船渡市農業委員会委員の辞任願については本委員会として同意することに決定いたしました。

ここで佐々木委員から発言を求められておりますので、これを許します。

○8番（佐々木信吉君） 今回、私の件でご審議をいただきましてありがとうございます。

た。短い間ですが、委員の皆様方そして推進委員の皆様方、そして事務局の皆様方にはたいへんお世話になりました。ありがとうございました。そして最後に、ご迷惑をおかけいたしましたことを心より皆様にお詫び申し上げます。ありがとうございました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これもちまして第13回総会を閉会いたします。

午前11時18分閉会